

鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第14号

鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条
例第66号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 体験料

区分	金額
紙すき体験	1人1回につき700円

2 施設利用料

区分	金額
創作休憩室	1時間につき500円
備考	1時間未満は、1時間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の事業の実施について必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。